

衆議院議員総選挙 投票日 9月11日

投票は一人ひとりの意思表示

第44回衆議院議員選挙および第20回最高裁判所裁判官国民審査が9月11日に行われます。

小選挙区は候補者の氏名を、また、比例代表選挙は政党などの名称、または略称を記載してください。

投票の受付は、午前7時から午後8時まで（成合、天行寺、中谷、上倉、桑ノ川、黒滝、大改野、中ノ川は午後6時まで）です。

投票できる方

現在住んでいる場所で投票できるのは、次の皆さんです。昭和60年9月12日までに生まれた方

平成17年6月1日までに南国市に転入届を出し、引き続き住んでいる方

*今年8月27日以降に市内で住所を変わり、転居届を出された方は、前住所の投票所に行ってください。

転入をした方

平成17年5月11日以降に、南国市から他の市町村へ転出し、転出先の選挙人名簿に登録されていない方は、南国市で投票できます。

平成17年9月1日現在で登録を行いますので、平成17年6月2日以後に南国市に転入届を出された方は南国市では投票できませんが、転入前の住所地で選挙人名簿に登録されていれば、前の住所地で投票できます。

期日前投票

期日前投票は、従来の不在者投票のように、投票用紙を封筒に入れて、それに署名する手続きが不要になり、投票用紙を直接投票箱に入れることができます。

投票ができる方

投票日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの用務（これまでの不在者投票事由）に該当すると見込まれる方。

投票場所

市役所4階選挙管理委員会事務局

投票期間・時間

8月31日～9月10日
午前8時30分～午後8時まで

*国民審査は9月4日～9月10日まで

*従来の不在者投票では、告示の日から投票できましたが、期日前投票では告示の日の翌日からとなりますのでご注意ください。

なお、病院・老人ホーム、南国市以外の市区町村で行う不在者投票は従来どおりできますが、投票期間は8月31日からとなります。

郵便で投票できます

本人が申請し、選挙管理委員会が郵便等投票証明書を交付した方は、郵便等による不在者投票ができます。9月7日午後5時までに、選挙管理委員会にある請求書に郵便等投票証明書を添えて、投票用紙などの交付を請求してください。

郵便等による不在者投票ができるのは、次のいずれかに該当する方です。

身体障害者手帳を持つ方で両下肢・体幹の障害もしくは移動機能の障害は2級以上、心臓・じん臓・呼吸器などの障害は3級以上、免疫の障害は3級以上の方。
戦傷病者手帳を持つ方で、両下肢・体幹の障害は第2項症以上、心臓・じん臓・呼吸器などの障害は第3項症以上の方。

介護保険上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護5である者と記載されている方。

代理記載制度について郵便等による不在者投票をすることができ、次の場合は、に該当する方は、あらかじめ選挙管理委員会に

届け出た者（選挙権を有する者）に代理で投票に関する記載をさせることができるようになります。

身体障害者手帳を持つ方で、上肢又は視覚の障害が1級の方。

戦傷病者手帳を持つ方で上肢又は視覚の障害が第2項症以上の方。

郵便等の不在者投票をするには、「郵便等投票証明書」が必要です。申請手続きについては、選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票所入場券を忘れずに

各世帯に投票所入場券を郵送します。投票日には、投票所入場券を持って、左表の投票所に行ってください。

お問い合わせは
南国市選挙管理委員会
880・6571まで

投票所一覧

地区	投票区	あなたの住んでいる所	投票所名
日章	第1	王子（北・中・南）、前永田、高見、高田、藤宮（北・南）、徳常、笠松（北・南）、北組（1・2）、中組（東・中・西）、南組	日章営農生活改善センター
	第2	永田（北・南）、上啗内、本村（北・南）、東町（西・東・駅前）中町（1・2・3・4）、西町（1・2・3）、都築紡績	立田公民館
	第3	下啗内（南・北）、茨西（北・南）、新屋、土居、中須、開田、大学宿舎、日章寮、高専宿舎、切正寮、空港宿舎、合同宿舎	物部公民館
	第4	久枝（西1・2、中南、中北、東1・2・3）、下島（浜・里）	久枝公民館
大篠	第5	能間（東・西・北）、野田口、城陸、朝日町（南・北）、榎田町、稲吉（東・中・西）、西窪、新川	大篠小学校体育館
	第6	山崎、八木、田井、関、竹中、西野々、住吉野、伊達野、大埴団地、南海学園、白銀荘	竹中公民館
	第7	篠原（東・西・北）、南小籠南	篠原中央公民館
	第8	明見	明見公民館
稲生	第9	立石、千田木、土居谷、衣笠、丸山、井川、千屋崎	稲生ふれあい館
	第10	中谷、林谷、西谷、小久保、芦ヶ谷、北地	小久保公民館
十市	第11	人形谷、糸木楠上、錦城、栗山、東坪池、西坪池 札場（1・2・3・4）、緑ヶ丘（1・2・3丁目）	高齢者多世代交流プラザ （十市保育所西隣）
	第12	剣尾、東組、国政、土居谷、西和	土居浩方車庫
	第13	大小浜、八丁、阿戸、丸山	阿戸公民館
三和	第14	岡上、北組、中組、南組、寺山、西ヶ芝	片山公民館
	第15	上畑、室屋、土居、立石、馬橋、野尻、小田村、山口団地	三和公民館
	第16	東場、中ノ丁、細工所、八松	中ノ丁公民館
	第17	中田、本村、岩坂（北・南）	浜改田公民館
前浜	第18	浜田	浜田公民館
	第19	西組、中組、寺家、久保、東組、浜窪	寺家公民館
後免	第20	里組	下田村共同利用施設（下田村集会所）
	第21	東町、後免町（1・2・3・4丁目）	後免町公民館
長岡	第22	西山、南陣山	西山公民館
	第23	北陣山、南三島、北三島	南三島公民館
	第24	上末松、下末松、上甘枝、古市、祈年	SUNSUNながおか
	第25	1区、2区、3区（東・西）、 東山町（1・2・3丁目）、幸町（1・2・3丁目）	中央第5集会所
	第26	4区、5区、6区（東・西）、7区（東・西）、小籠（1・2丁目）、 元町（1・2・3丁目）	中央第1集会所
	第27	東崎東部、東崎西部、宇田、日吉町（1・2・3丁目）、 駅前町（1・2・3・4・5丁目）	駅前町公民館 （旧宇田公民館）
	第28	西島、たちばな、8区、小山団地、北小籠、南小籠、 土佐希望の家	中央第4集会所
国府	第29	国分（北・南・中・西）、左右山（東・中・西）、 比江（上・下・東・城東）、国府寮	国府小学校
久礼田	第30	植田（北・南・西）	植田公民館
	第31	久礼田（沖ノ土居・石堂・中北・中南北・中南北・西北・西南・高石）	久礼田体育館
	第32	植野（東・中・西北・西南）、領石（北・中・南）	植野公民館
瓶岩	第33	宍崎、亀岩、外山、才谷	瓶岩体育館
	第34	成合、天行寺	成合天行寺公民館
上倉	第35	白木谷（一道木・萩野・中ノ谷・中平・滝下・小滝・中組・番所・ 中部・小倉）	白木谷消防屯所
	第36	（下・上）八京、丸山組	八京公民館
	第37	奈路（東・西・北）	奈路公民館
	第38	中谷、上倉	中谷公民館
	第39	桑ノ川、黒滝、大改野、中ノ川	黒滝公民館
岡豊	第40	笠ノ川（東・西・南）、八幡（東・西・南）	笠ノ川公民館
	第41	小蓮（東・西）、定林寺、滝本	定林寺公民館
	第42	蒲原、小蓮看護婦寮、蒲原医大宿舎、県住蒲原住宅、蒲原住宅	蒲原公民館
	第43	中島（山島・町・沖）、常通寺島、江村、吉田、小籠、中島医大宿舎	中島消防屯所
野田	第44	上野田、下野田、西野田、西野田町（1・2・3・4丁目）	野田公民館
岩村	第45	包末、（東・西）金地	包末公民館
	第46	福船、堀ノ内、蔵福寺島	岩村ふれあいセンター